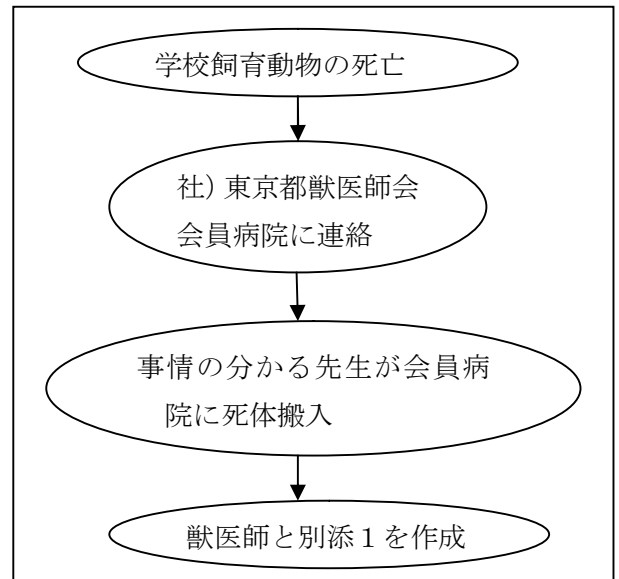


学校飼育動物死亡時の対応マニュアル

すべての学校動物が、『学校飼育動物の埋葬に関する協定』により埋葬されること目指し、その対応マニュアルを作成する。

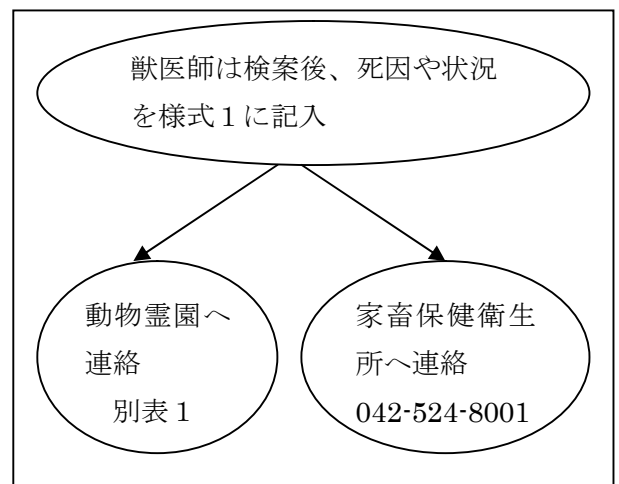
1 学校で実施する事項

- ①死亡を確認したらすぐに
- ②近くの社団法人東京都獣医師会会員の病院に連絡をする。
- ③事情の分かる先生が、その病院に死体を搬入し、埋葬手続きを依頼する。



2 動物病院で実施する事項

- ① 学校の依頼を受けて死亡状況の確認をする。
- ② 手持ちの学校飼育動物埋葬依頼書(様式 1)を学校の説明を得ながら作成する(足りない場合は各自で用紙を足すこと)。
- ③ 死因に問題のない場合は、動物霊園に連絡し埋葬を依頼する。また、飼育に関わる子どもに死因等を説明して、子どもの納得を得るように努める。
- ④ 家畜伝染病、又は届出伝染病が疑われる場合は、東京都家畜保健衛生所に連絡する。
必要があれば、家畜衛生保健所が各病院または、各学校へ出向き採材検査を行う。
また、めん羊及び山羊の死亡については、伝染性海綿状脳症検査を受け埋葬する必要があるため、必ず家畜衛生保険所へ連絡する。



3 動物霊園で実施する事項

- ① 学校動物を会員病院に迎えに行き、別添 1 も受け取る
- ② 動物を埋葬する
- ③ 学校および社)東京都獣医師会事務局へ学校動物検案依頼書(別添 1)をファックスして埋葬終了を報告する

